別　紙　２

新　旧　対　照　表

（注）アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改　正　後	改　正　前
《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法……租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令……租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則……租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）	（同左）
目　　次	目　　次
〔措置法第69条の４（(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)）関係〕	〔措置法第69条の４（(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)）関係〕
（省略）	（同左）
〔措置法第70条の２（(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）関係〕	〔措置法第70条の２（(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）関係〕
70の２―１　（省略）	70の２―１　（同左）
70の２―１の２　課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額又は特別住宅資金非課税限度額の算定	70の２―１の２　課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額の算定
70の２―２～70の２―15　（省略）	70の２―２～70の２―15　（同左）
〔措置法第70条の２の２（(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）関係〕	〔措置法第70条の２の２（(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）関係〕
（省略）	（同左）
〔措置法第70条の２の３（(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）関係〕	（新設）
70の２の３―１　用語の定義	（新設）
70の２の３―２　外国国籍を有する者等に係る措置法第70条の２の３の適用	（新設）
70の２の３―３　直系尊属の範囲	（新設）
70の２の３―４　追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力	（新設）
70の２の３―５　結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された非課税拠出額が1,000万円を超えていた場合等におけるこれらの申告書の効力	（新設）
70の２の３―６　郵便等により結婚・子育て資金非課税申告書等の提出があった場合	（新設）
70の２の３―７　措置法第70条の２の３第１項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額	（新設）
70の２の３―８　領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算	（新設）

改　正　後	改　正　前
70の２の３―９　結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等	（新設）
70の２の３―10　結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等	（新設）
70の２の３―11　結婚・子育て資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用	（新設）
70の２の３―12　結婚・子育て資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関の営業所等	（新設）
〔措置法第70条の２の５（(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)）関係〕	〔措置法第70条の２の４（(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)）関係〕
70の２の５―１　（省略）	70の２の４―１　（同左）
70の２の５―２　（省略）	70の２の４―２　（同左）
〔措置法第70条の２の６（(相続時精算課税適用者の特例)）関係〕	〔措置法第70条の２の５（(相続時精算課税適用者の特例)）関係〕
70の２の６―１　（省略）	70の２の５―１　（同左）
70の２の６―２　（省略）	70の２の５―２　（同左）
〔措置法第70条の３（(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)）関係〕	〔措置法第70条の３（(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)）関係〕
（省略）	（同左）
〔措置法第70条の７（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)）関係〕	〔措置法第70条の７（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)）関係〕
70の７―１～70の７－３　（省略）	70の７－１～70の７－３　（同左）
70の７―３の２　特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	（新設）
70の７―３の３　措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	（新設）
70の７―４～70の７－37　（省略）	70の７―４～70の７－37　（同左）
70の７―37の２　贈与者が死亡した場合の免除税額等	（新設）
70の７―37の３　措置法第70条の７第１項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等	（新設）
70の７―38～70の７－50　（省略）	70の７―38～70の７－50　（同左）
〔措置法第70条の７の２（(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)）関係〕	〔措置法第70条の７の２（(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)）関係〕
70の７の２－１～70の７の２－39　（省略）	70の７の２―１～70の７の２－39　（同左）
70の７の２－40　（削除）	70の７の２―40　措置法第70条の７の２第16項に規定する免除届出期限
70の７の２－41～70の７の２－54　（省略）	70の７の２―41～70の７の２－54　（同左）
〔措置法第70条の７の３（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)）関係〕	〔措置法第70条の７の３（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)）関係〕
70の７の３―１　（省略）	70の７の３―１　（同左）
70の７の３―１の２　措置法第70条の７の３第２項の規定により相続又は遺贈により取得をし	（新設）

改　正　後	改　正　前
たものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算	
70の７の３―２　（省略）	70の７の３―２　（同左）
70の７の３―２の２　納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用	（新設）
〔措置法第70条の７の４（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)）関係〕	〔措置法第70条の７の４（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)）関係〕
70の７の４―１～70の７の４－２　（省略）	70の７の４―１～70の７の４－２　（同左）
70の７の４―２の２　特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	（新設）
70の７の４―３～70の７の４―12　（省略）	70の７の４―３～70の７の４―12　（同左）
〔措置法第70条の７の５（(医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)）関係〕	〔措置法第70条の７の５（(医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)）関係〕
70の７の５―１～70の７の５―21　（省略）	70の７の５―１～70の７の５―21　（同左）
70の７の５―21の２　納付義務を承継した場合の相続税法第14条の規定の適用	（新設）
〔措置法第70条の７の８（(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)）関係〕	〔措置法第70条の７の８（(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)）関係〕
70の７の８―１～70の７の８―12　（省略）	70の７の８―１～70の７の８―12　（同左）
70の７の８―13の２　納付義務を承継した場合の相続税法第14条の規定の適用	（新設）
70の７の８―14　（省略）	70の７の８―14　（同左）

改　正　後	改　正　前
〔措置法第69条の４（(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)）関係〕 （相続開始前３年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産） 69の４―１　措置法第69条の４第１項に規定する特例対象宅地等（以下69の５―11までにおいて「特例対象宅地等」という。）には、被相続人から贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与（以下「死因贈与」という。）を除く。以下同じ。）により取得したものは含まれないため、相続税法（昭和25年法律第73号）第19条((相続開始前３年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税（同法第21条の９第３項((相続時精算課税の選択))の規定（措置法第70条の２の６及び同法第70条の３第１項において準用する場合を含む。）をいう。以下70の７の２―３までにおいて同じ。）の適用を受ける財産については、措置法第69条の４第１項の規定の適用はないことに留意する。 （要介護認定等の判定時期） 69の４―７の２　被相続人が、措置法令第40条の２第２項第１号に規定する要介護認定若しくは要支援認定又は同項第２号に規定する障害支援区分の認定を受けていたかどうかは、当該被相続人が、当該被相続人の相続の開始の直前において当該認定を受けていたかにより判定するのであるから留意する。 〔措置法第70条の２（(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）関係〕 （課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額又は特別住宅資金非課税限度額の算定） 70の２―１の２　贈与により措置法第70条の２第２項第５号に規定する住宅取得等資金（以下70の２―14までにおいて「住宅取得等資金」という。）を取得した年分に係る同条第１項に規定する住宅資金非課税限度額（以下70の２―１の２において単に「非課税限度額」という。）又は特別住宅資金非課税限度額（以下70の２―１の２において単に「特別非課税限度額」という。）は、既に同項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、同条第２項第６号イ若しくはロに定める金額又は同項第７号イ若しくはロに定める金額から当該算入しなかった金額を控除して算定することに留意する。 　ただし、特別非課税限度額の算定にあたっては、平成28年９月30日までに同項第６号に規定する住宅用の家屋の同号に規定する新築等（以下「新築等」という。以下70の２―11までにおいて同じ。）に係る契約を締結して同条第１項の規定の適用を受けた非課税限度額は控除しないことに留意する。	〔措置法第69条の４（(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)）関係〕 （相続開始前３年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産） 69の４―１　措置法第69条の４第１項に規定する特例対象宅地等（以下69の５―11までにおいて「特例対象宅地等」という。）には、被相続人から贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与（以下「死因贈与」という。）を除く。以下同じ。）により取得したものは含まれないため、相続税法（昭和25年法律第73号）第19条((相続開始前３年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税（同法第21条の９第３項((相続時精算課税の選択))の規定（措置法第70条の３第１項において準用する場合を含む。）をいう。以下70の７の２―３までにおいて同じ。）の適用を受ける財産については、措置法第69条の４第１項の規定の適用はないことに留意する。 （要介護認定等の判定時期） 69の４―７の２　被相続人が、措置法令第40条の２第２項第１号に規定する要介護認定若しくは要支援認定又は同項第２号に規定する障害支援区分（平成26年３月31日までの間にあっては障害程度区分）の認定を受けていたかどうかは、当該被相続人が、当該被相続人の相続の開始の直前において当該認定を受けていたかにより判定するのであるから留意する。 〔措置法第70条の２（(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）関係〕 （課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額の算定） 70の２―１の２　贈与により措置法第70条の２第２項第５号に規定する住宅取得等資金（以下70の２―14までにおいて「住宅取得等資金」という。）を取得した年分に係る同条第１項に規定する住宅資金非課税限度額（以下70の２―１の２において単に「非課税限度額」という。）は、既に同項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、同条第２項第６号イ又はロに定める金額（以下70の２―１の２において「６号非課税限度額」という。）から当該算入しなかった金額を控除して算定することに留意する。

改　正　後	改　正　前
なお、贈与により取得した住宅取得等資金で同条第１項各号の新築等をした住宅用の家屋が、同条第２項第６号イ若しくはロ又は同項第７号イ若しくはロのいずれの場合に該当するかの判定は、当該新築等をした直後の住宅用の家屋がいずれの場合に該当するかにより行い、同項第６号イ若しくはロ又は同項第７号イ若しくはロに規定する「最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約」の判定は、同項第６号イ若しくはロ又は同項第７号イ若しくはロの区分ごとに行うことに留意する。 （注）１　同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金で同条第１項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第２項第６号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合には、特定受贈者ごとに同号イ又はロに定めるいずれか多い金額により非課税限度額を計算することに留意する。 また、同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金で同条第１項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第２項第７号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合も同様であることに留意する。 ２　同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について、同条第１項の規定の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る２以上の契約（平成28年10月１日以後に締結をしたものに限る。）があり、同条第２項第６号に規定する住宅用の家屋に該当するものと同項第７号に規定する住宅用の家屋に該当するものがあるときには、特定受贈者ごとに非課税限度額又は特別非課税限度額のいずれか多い金額について贈与税の課税価格に算入しないこととなることに留意する。	なお、贈与により取得した住宅取得等資金で同条第１項各号の新築等（新築、取得又は増改築等（同項第４号に規定する増改築等をいう。以下70の２―11までにおいて同じ。）をいう。以下70の２―２までにおいて同じ。）をした住宅用の家屋が、同条第２項第６号イ又はロのいずれの場合に該当するかの判定は、当該新築等をした直後の住宅用の家屋がいずれの場合に該当するかにより行い、同号イ又はロに規定する「最初に前項の規定の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年」の判定は、同号イ又はロの区分ごとに行うことに留意する。 （注）　同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金で同条第１項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第２項第６号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合には、納税者の選択により同号イ又はロに定めるいずれかの金額を６号非課税限度額として当該納税者の非課税限度額を計算して差し支えない。
（国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等） **70の２―11**　措置法規則第23条の５の２第５項第１号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定める書類をいうことに留意する。 ⑴　措置法規則第23条の５の２第５項第１号イからへまでに掲げる工事 措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の５の２第５項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の３（（登録の実施））第１項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第３条（（一級建築士でなければできない設計又は工事監理））第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第３条の２（（一級建築士又は二級建築士でなければできない設計又は工事監理））第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下70の３―11までにおいて同じ。）、指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21（（指定の公示等））第１項に規定する指定確認検査機関をいう。	**（国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等）** **70の２―11**　措置法規則第23条の５の２第５項第１号イからニまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の５の２第５項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の３第１項（（登録の実施））の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第３条（（一級建築士でなければできない設計又は工事監理））第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第３条の２（（一級建築士又は二級建築士でなければできない設計又は工事監理））第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21（（指定の公示等））第１項に規定する指定確認検査機関をいう。以下70の３―11までにおいて同じ。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項（（住宅性能評価））に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の３―11までにおいて同じ。）又は住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関

改　正　後	改　正　前
以下70の３―11までにおいて同じ。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項((住宅性能評価))に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の３―11までにおいて同じ。)又は住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条((指定))第１項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の３―11までにおいて同じ。）が、平成24年３月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の４の２第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第２号から同項第６号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類 ⑵　措置法規則第23条の５の２第５項第１号トに掲げる工事 措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の５の２第５項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年３月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の４の２第４項第７号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年３月31日付国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類 ⑶　措置法規則第23条の５の２第５項第１号チに掲げる工事 措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の５の２第５項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任法人が平成24年３月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の４の２第４項第８号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類	する法律（平成19年法律第66号）第17条((指定))第１項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の３―11までにおいて同じ。）が、平成24年３月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の４の２第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第４号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいい、措置法規則第23条の５の２第５項第１号ホに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の５の２第５項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任法人が平成24年３月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の４の２第４項第５号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうことに留意する。 (注)　措置法令第40条の４の２第４項第５号に規定する修繕若しくは模様替に該当する工事は、措置法第70条の３第１項の規定の適用対象となる増改築等に該当しないが、措置法第70条の２第１項の規定の適用対象となる増改築等には該当することに留意する。
〔措置法第70条の２の２((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係〕	**〔措置法第70条の２の２((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係〕**
（教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等）	**（教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等）**
70の２の２―９　措置法第70条の２の２第10項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額（同条第15項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものをいい、同条第２項第１号ロに掲げる教育資金については、500万円までの金額に限る。）	**70の２の２―９**　措置法第70条の２の２第10項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額（同条第15項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものをいい、同条第２項第１号ロに掲げる教育資金については、500万円までの金額に限る。）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。
<table>
<tr><th rowspan="2">終了事由</th><th rowspan="2">終了の日における贈与者の状況</th><th colspan="2">贈与税の課税関係</th></tr>
<tr><th>課税価格への算入の有無</th><th>課税方式</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴　受贈者が30歳に達したこと。
⑵　教育資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と取扱金融機関との間で当該教育資金管理契約を終了させる合意があったこと。</td><td>生存</td><td rowspan="2">有（注２）</td><td>暦年課税又は相続時精算課税（注３）</td></tr>
<tr><td>死亡（注１）</td><td>暦年課税</td></tr>
<tr><td>⑶　受贈者が死亡したこと。</td><td></td><td>無（注４）</td><td></td></tr>
</table>
（注）１　終了の日前に贈与者が死亡している場合には、個人から贈与により取得したものとみなされ、相続税法第１条の４（（贈与税の納税義務者））の規定の適用については、当該個人の住所は、贈与者の死亡の時における住所にあるものとみなされ、また、措置法第70条の２の５（第２項及び第５項を除く。）の規定の適用については、当該個人は受贈者の直系尊属とみなされることに留意する。
２　・・・

〔措置法第70条の２の３（（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税））関係〕

（用語の定義）
70の２の３―１　この措置法第70条の２の３関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
⑴　結婚・子育て資金、結婚・子育て資金管理契約、結婚・子育て資金非課税申告書、非課税拠出額、結婚・子育て資金支出額又は取扱金融機関　措置法第70条の２の３第２項に規定する結婚・子育て資金、結婚・子育て資金管理契約、結婚・子育て資金非課税申告書、非課税拠出額、結婚・子育て資金支出額又は取扱金融機関をいう。
⑵　追加結婚・子育て資金非課税申告書　措置法第70条の２の３第４項に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書をいう。
⑶　結婚・子育て資金非課税取消申告書　措置法令第40条の４の４第27項に規定する結婚・子育て</td>
<td>を控除した残額があるときの当該残額に係る当該終了時の贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。
<table>
<tr><th rowspan="2">終了事由</th><th rowspan="2">終了時における贈与者の状況</th><th colspan="2">贈与税の課税関係</th></tr>
<tr><th>課税価格への算入の有無</th><th>課税方式</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴　受贈者が30歳に達したこと。
⑵　教育資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と取扱金融機関との間で当該教育資金管理契約を終了させる合意があったこと。</td><td>生存</td><td rowspan="2">有（注２）</td><td>暦年課税又は相続時精算課税（注３）</td></tr>
<tr><td>死亡（注１）</td><td>暦年課税</td></tr>
<tr><td>⑶　受贈者が死亡したこと。</td><td></td><td>無（注４）</td><td></td></tr>
</table>
（注）１　終了時に贈与者が死亡している場合には、個人から贈与により取得したものとみなされ、相続税法第１条の４（（贈与税の納税義務者））の規定の適用については、当該個人の住所は、贈与者の死亡の時における住所にあるものとみなされることに留意する。
２　・・・

（新設）</td></tr>
</table>

改　正　後	改　正　前
資金非課税取消申告書をいう。 ⑷　結婚・子育て資金非課税廃止申告書　措置法令第40条の４の４第30項に規定する結婚・子育て資金非課税廃止申告書をいう。 ⑸　結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書　措置法令第40条の４の４第34項に規定する結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書をいう。	
（外国国籍を有する者等に係る措置法第70条の２の３の適用） **70の２の３―２**　外国国籍を有する者又は相続税法の施行地に住所を有しない者であっても、措置法第70条の２の３第１項の適用要件を満たす場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。	（新設）
（直系尊属の範囲） **70の２の３―３**　措置法第70条の２の３第１項に規定する直系尊属の範囲については、70の２―１を準用する。	（新設）
（追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力） **70の２の３―４**　措置法第70条の２の３第４項の規定に反して、既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等（措置法第70条の２の３第１項に規定する営業所等をいう。以下70の２の３―12までにおいて同じ。）以外の取扱金融機関の営業所等に提出された追加結婚・子育て資金非課税申告書は、その効力を有しないことに留意する。 （注）１　措置法第70条の２の３第４項の規定により効力を有しない追加結婚・子育て資金非課税申告書に該当するかどうかの判定は、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書の取扱金融機関の営業所等における受理日付（70の２の３―６（(郵便等により結婚・子育て資金非課税申告書等の提出があった場合)）の適用があった場合には通信日付印により表示された日）の早い順に行うことに留意する。 ２　上記によりその効力を有しないこととなった追加結婚・子育て資金非課税申告書に措置法第70条の２の３第１項の規定の適用を受けるものとして記載された金額については同項の規定の適用はないことに留意する。	（新設）
（結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された非課税拠出額が1,000万円を超えていた場合等におけるこれらの申告書の効力） **70の２の３―５**　措置法第70条の２の３第６項の規定に反して、提出され又は受理された結婚・子育	（新設）

改　正　後	改　正　前
て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書は、いずれもその効力を有しないことに留意する。 （注）　措置法第70条の２の３第６項の規定により効力を有しない結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に該当するかどうかの判定及びこれらの申告書に同条第１項の規定の適用を受けるものとして記載された金額についての同項の規定の適用については、70の２の３―４（（追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力））の（注）にそれぞれ準じて行うことに留意する。	
（郵便等により結婚・子育て資金非課税申告書等の提出があった場合） **70の２の３―６**　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下70の２の３―６において「信書便」という。）により取扱金融機関の営業所等に結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書（以下70の２の３―６において「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）の提出があった場合には、当該結婚・子育て資金非課税申告書等はその発信日（郵便物又は同条第３項に規定する信書便物（以下70の２の３―６において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日）に受理されたものとする。 （注）１　取扱金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による結婚・子育て資金非課税申告書等を受理した場合には、当該結婚・子育て資金非課税申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付印の日付を付記するものとする。 ２　措置法第70条の２の３第７項に規定する領収書等が郵便又は信書便により提出された場合については、上記に準じて取り扱って差し支えない。	**（新設）**
（措置法第70条の２の３第１項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額） **70の２の３―７**　措置法第70条の２の３第１項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額は、同条第３項又は第４項の期限までに提出された結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る非課税拠出額（1,000万円までの金額に限る。）の範囲内の金額であり、かつ、措置法令第40条の４の４第４項又は第５項の要件を満たした部分の金額に限られることに留意する。 （注）１　措置法第70条の２の３第10項に規定する贈与者（以下70の２の３―11まで「贈与者」とい	**（新設）**

改　正　後	改　正　前
う。）が２以上ある場合の贈与者ごとの贈与税の課税価格に算入されない価額の判定は、受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に贈与者ごとに同条第１項の適用を受けるものとして記載した金額により行うことに留意する。 ２　贈与により取得した措置法第70条の２の３第１項に規定する信託受益権又は同項に規定する金銭等のうち上記により贈与税の課税価格に算入されない価額に該当しない価額については、贈与税の課税価格に算入されるのであるが、受贈者が当該贈与税に係る贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該算入される価額のうち当該贈与者から取得した部分について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該部分について相続時精算課税を選択できることに留意する。	
（領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算） **70の２の３―８**　取扱金融機関の営業所等は、措置法第70条の２の３第７項の規定により提出された同項に規定する領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合には、当該取扱金融機関の営業所等が確認した当該領収書等に記載された支払の年月日における最終の為替相場（取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。）により邦貨換算を行い同条第８項の記録を行うこととする。 （注）　当該取扱金融機関の営業所等が当該最終の為替相場を確認できない場合には、領収書等に記載された支払の年月日における最終の為替相場（取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。）によっても差し支えない。	**（新設）**
（結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等） **70の２の３―９**　贈与者が措置法第70条の２の３第１項の規定の適用に係る結婚･子育て資金管理契約に基づき信託をした日、同項の規定の適用に係る結婚･子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの結婚･子育て資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係は、次のとおりとなることに留意する。 ⑴　当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（同条第16項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、	**（新設）**

改　正　後	改　正　前
同条第２項第１号イに掲げる結婚に際して支出する費用については、300万円を限度とする。以下70の２の３―10までにおいて同じ。）を控除した残額（以下「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の２の３―９において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。 （贈与者が死亡した日における結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額 ― 贈与者が死亡した日における結婚・子育て資金管理契約に係る結婚・子育て資金支出額（注１）） × （死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第 70 条の２の３第１項の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額 ／ 非課税拠出額（注２）） （注）１　措置法令第40条の４の４第19項後段の規定による訂正があった場合には、その訂正後の金額とし、当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の２の３第10項第２号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。 ２　当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合には、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の２の３第１項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。 ⑵　当該贈与者が結婚・子育て資金管理契約に係る贈与と同年中に死亡したときであっても、同条第１項の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第１項、同法第21条の15第１項又は同法第21条の16第１項の規定の適用がない。 ⑶　管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条（相続税額の加算）の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算ついては、次に掲げる算式により行う。 受贈者に係る相続税額に加算する金額 ＝（受贈者に係る相続税法第 17 条の規定により算出した相続税額 ― 管理残額に対応する相続税額（注））× 20／100	

改　正　後	改　正　前
（注）　管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。 受贈者に係る相続税法第 17 条の規定により算出した相続税額　×　$\frac{A}{B}$ Ａ＝管理残額 Ｂ＝当該受贈者の相続税の課税価格 Ａ/Ｂの割合が１を超える場合には、１とする。 ⑷　当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。）については、相続税法第19条の規定の適用がない。 **（結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等）** **70の２の３―10**　措置法第70条の２の３第11項の規定により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。 終了事由：⑴　受贈者が50歳に達したこと。 ⑵　結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と取扱金融機関との間で当該結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったこと。 贈与税の課税関係：課税価格への算入の有無：有（注１）／課税方式：暦年課税又は相続時精算課税（注２） 終了事由：⑶　受贈者が死亡したこと。 贈与税の課税関係：課税価格への算入の有無：無（注３）／課税方式： （注）１　生存贈与者（結婚･子育て資金管理契約の終了の日において生存している贈与者をいう。）	**（新設）**

改　正　後	改　正　前
が２以上ある場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額をそれぞれの生存贈与者から贈与により取得したものとみなされることに留意する。 各生存贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額 ――――――――――――――――――――――――― ※非課税拠出額 ※　当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合には、当該非課税拠出額から当該死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。 ２　受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得したとみなされた価額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該価額について相続時精算課税を選択できることに留意する。 ３　措置法第70条の２の３第11項第２号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。	
（結婚・子育て資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用） **70の２の３―11**　措置法第70条の２の３第11項第１号又は第３号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し同条第12項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該課税価格に算入すべき価額は、相続税法第19条第１項、同法第21条の15第１項又は同法第21条の16第１項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。 なお、措置法第70条の２の３第11項第１号又は第３号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し、同条第１項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、相続税法第19条第１項、同法第21条の15第１項又は同法第21条の16第１項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。 （注）　相続税法第19条第１項、同法第21条の15第１項又は同法第21条の16第１項の規定の適用により贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることとなるのは、これらの規定の適用要件を満たす場合に限られることに留意する。	**（新設）**

改　正　後	改　正　前
（結婚・子育て資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関の営業所等） 70の２の３―12　措置法令第40条の４の４第33項の規定により結婚・子育て資金管理契約に基づく事務の移管が可能な取扱金融機関の営業所等は、同一の取扱金融機関内の営業所等に限られることに留意する。	（新設）
〔措置法第70条の２の５（（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例））関係〕	〔措置法第70条の２の４（（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例））関係〕
（直系尊属の範囲） 70の２の５―１　措置法第70条の２の５第１項に規定する「直系尊属」については、70の２―１（（直系尊属の範囲））を準用する。	（直系尊属の範囲） 70の２の４―１　措置法第70条の２の４第１項に規定する「直系尊属」については、70の２―１（（直系尊属の範囲））を準用する。
（特例贈与財産と一般贈与財産がある場合の贈与税額の計算） 70の２の５―２　贈与により措置法第70条の２の５第１項の規定の適用を受ける財産（以下「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産（以下「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。 贈与税額＝Ａ＋Ｂ （注）１　Ａは、次の算式により計算する。 Ａ＝Ｃ×特例税率×（特例贈与財産の価額／合計贈与価額） ２　Ｂは、次の算式により計算する。 Ｂ＝Ｃ×一般税率×（一般贈与財産の価額／合計贈与価額） ３　上記１及び２のＣは、措置法第70条の２の４及び相続税法第21条の６（以下70の２の５―２において「贈与税の配偶者控除」という。）の規定による控除後の課税価格をいう。 ４　上記１の「特例税率」とは、措置法70条の２の５第１項に掲げる税率をいう。 ５　上記２の「一般税率」とは、法第21条の７に掲げる税率をいう。 ６　上記１及び２の「合計贈与価額」とは、贈与があった年中に贈与により取得した財産の合計額で、贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、贈与税の配偶者控除後のものをいう。 ７　上記２の「一般贈与財産の価額」とは、一般贈与財産の価額で、贈与税の配偶者控除後のものをいう。	（特例贈与財産と一般贈与財産がある場合の贈与税額の計算） 70の２の４―２　贈与により措置法第70条の２の４第１項の規定の適用を受ける財産（以下「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産（以下「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。 贈与税額＝Ａ＋Ｂ （注）１　Ａは、次の算式により計算する。 Ａ＝Ｃ×特例税率×（特例贈与財産の価額／合計贈与価額） ２　Ｂは、次の算式により計算する。 Ｂ＝Ｃ×一般税率×（一般贈与財産の価額／合計贈与価額） ３　上記１及び２のＣは、措置法第70条の２の３及び相続税法第21条の６（以下70の２の４―２において「贈与税の配偶者控除」という。）の規定による控除後の課税価格をいう。 ４　上記１の「特例税率」とは、措置法70条の２の４第１項に掲げる税率をいう。 ５　上記２の「一般税率」とは、法第21条の７に掲げる税率をいう。 ６　上記１及び２の「合計贈与価額」とは、贈与があった年中に贈与により取得した財産の合計額で、贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、贈与税の配偶者控除後のものをいう。 ７　上記２の「一般贈与財産の価額」とは、一般贈与財産の価額で、贈与税の配偶者控除後のものをいう。
〔措置法第70条の２の６（（相続時精算課税適用者の特例））関係〕	〔措置法第70条の２の５（（相続時精算課税適用者の特例））関係〕

改　正　後	改　正　前
（年の中途において贈与者の孫になった場合） 70の２の６―１　年の中途において、その年の１月１日において20歳以上の者が同日において60歳以上の者の孫になったことから、措置法第70条の２の６第２項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の５（措置法第70条の２の４を含む。）の規定の適用があることに留意する。	（年の中途において贈与者の孫になった場合） 70の２の５―１　年の中途において、その年の１月１日において20歳以上の者が同日において60歳以上の者の孫になったことから、措置法第70条の２の５第２項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の５（措置法第70条の２の３を含む。）の規定の適用があることに留意する。
（相続時精算課税関係通達の準用） 70の２の６―２　相続税法基本通達19―11（（相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用））、21の９―２（（「相続時精算課税選択届出書」の提出先等））、21の９―３（（提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合））及び21の９―５（（住所又は居所を証する書類））から21の18―２（（相続人が２人以上いる場合））までについては、措置法第70条の２の６第１項に規定する贈与をした者の孫が同条の規定の適用を受ける場合について準用する。	（相続時精算課税関係通達の準用） 70の２の５―２　相続税法基本通達19―11（（相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用））、21の９―２（（「相続時精算課税選択届出書」の提出先等））、21の９―３（（提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合））及び21の９―５（（住所又は居所を証する書類））から21の18―２（（相続人が２人以上いる場合））までについては、措置法第70条の２の５第１項に規定する贈与をした者の孫が同条の規定の適用を受ける場合について準用する。
〔措置法第70条の３（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））関係〕	〔措置法第70条の３（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））関係〕
（住宅取得等資金を贈与により取得した年分以降に財産の贈与を受けた場合の取扱い） 70の３―４　措置法第70条の３第１項の規定の適用を受けた者が、住宅取得等資金を贈与により取得した年分以降に当該住宅取得等資金の贈与をした者から財産の贈与を受けた場合には、当該財産の贈与をした者が当該贈与をした年の１月１日において60歳未満であっても、当該財産については相続時精算課税の適用があることに留意する。 （注）　同一の者から同一年中に住宅取得等資金の贈与とそれ以外の財産の贈与があった場合において、当該住宅取得等資金以外の財産の贈与が当該住宅取得等資金の贈与前にあったとしても、当該住宅取得等資金について同項の規定の適用を受けるとき（70の３―３の２参照）には、当該住宅取得等資金以外の財産についても相続時精算課税が適用されるのであるから留意する。	（住宅取得等資金を贈与により取得した年分以降に財産の贈与を受けた場合の取扱い） 70の３―４　措置法第70条の３第１項の規定の適用を受けた者が、住宅取得等資金を贈与により取得した年分以降に当該住宅取得等資金の贈与をした者から財産の贈与を受けた場合には、当該財産の贈与をした者が当該贈与をした年の１月１日において65歳未満であっても、当該財産については相続時精算課税の適用があることに留意する。 （注）　同一の者から同一年中に住宅取得等資金の贈与とそれ以外の財産の贈与があった場合において、当該住宅取得等資金以外の財産の贈与が当該住宅取得等資金の贈与前にあったとしても、当該住宅取得等資金について同項の規定の適用を受けるとき（70の３―３の２参照）には、当該住宅取得等資金以外の財産についても相続時精算課税が適用されるのであるから留意する。
（国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等） 70の３―11　措置法規則第23条の６第５項第１号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定める書類をいうことに留意する。 (1)　措置法規則第23条の６第５項第１号イからヘまでに掲げる工事	（国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等） 70の３―11　措置法規則第23条の６第５項第１号イからニまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の３第１項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の６第５項の証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の３第１項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第３条第

改　正　後	改　正　前
措置法第70条の３第１項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の６第５項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年３月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の５第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第２号から同項第６号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類 ⑵　措置法規則第23条の６第５項第１号トに掲げる工事 措置法第70条の３第１項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の６第５項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年３月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の５第４項第７号規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類 ⑶　措置法規則第23条の６第５項第１号チに掲げる工事 措置法第70条の３第１項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の６第５項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任法人が平成24年３月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の５第４項第８号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類	１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年３月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の５第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第４号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうことに留意する。 （注）　措置法令第40条の４の２第４項第５号に規定する修繕若しくは模様替に該当する場合には、措置法第70条の２第１項の規定の適用対象となる増改築等に該当するが、措置法第70条の３第１項の規定の適用対象となる増改築等には該当しないことに留意する。
〔措置法第70条の７（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)）関係〕	**〔措置法第70条の７（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)）関係〕**
（特例受贈非上場株式等の意義等） **70の７―２　・・・** （注）１　上記算式中の符号は次のとおり。 Ａは、贈与者が措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額 Ｂは、同条第２項第３号に規定する経営承継受贈者（以下70の７の４―11までにおいて「経	**（特例受贈非上場株式等の意義等）** **70の７―２　・・・** （注）１　上記算式中の符号は次のとおり。 Ａは、贈与者が措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額 Ｂは、同条第２項第３号に規定する経営承継受贈者（以下70の７の４―11までにおいて「経

改　正　後	改　正　前
営承継受贈者」という。）が当該贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額 Ｃは、当該贈与の時における同条第２項第１号に規定する認定贈与承継会社（以下70の７の４―２の２までにおいて「認定贈与承継会社」という。）の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額 ２　・・・	営承継受贈者」という。）が当該贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額 Ｃは、当該贈与の時における同条第２項第１号に規定する認定贈与承継会社（以下70の７の４―２までにおいて「認定贈与承継会社」という。）の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額 ２　・・・
（特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合） **70の７―３**　特例対象贈与に係る贈与者が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合（70の７―３の２及び70の７―３の３に掲げる場合を除く。）における措置法第70条の７第１項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。 ⑴　・・・	**（特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）** **70の７―３**　特例対象贈与に係る贈与者が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における措置法第70条の７第１項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。 ⑴　・・・
（特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合） **70の７―３の２**　措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者の前の贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。以下70の７―３の２において同じ。）が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、経営承継受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、当該経営承継受贈者が、当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について同項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。 この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第16項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。	**（新設）**
（措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合） **70の７―３の３**　特例受贈非上場株式等に係る贈与者（措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けている経営承継受贈者に限る。）が、当該特例受贈非上場株式等の贈与（当該贈与者の同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与に限る。）の日の属する年に死亡した場合において、当該贈与に係る経営承継受贈者が同条第１項の規定の適用を受けるためには、同項に規定する贈与税の申告書の	**（新設）**

改　正　後	改　正　前
提出を要することに留意する。 　なお、当該贈与者の相続の開始に係る相続税については、同項の規定の適用を受けた当該特例受贈非上場株式等には、措置法令第40条の８第50項の規定により、相続税法第19条、第21条の15及び第21条の16の規定の適用がないことに留意する。	
（特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が２以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算）	**（特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が２以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算）**
70の７―14の２　特例受贈非上場株式等を措置法第70条の７第１項の適用を受ける経営承継受贈者に贈与をした同項に規定する贈与者又は特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が２以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。 １　当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において特例対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の当該特例受贈非上場株式等の価額の合計額を当該経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、措置法第70条の７第２項第５号により計算する（措置法令第40条の８第12項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。 （注）　・・・	**70の７―14の２**　特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が２以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。 １　当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において特例対象贈与により取得をしたすべての認定贈与承継会社の当該特例受贈非上場株式等の価額の合計額を当該経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、措置法第70条の７第２項第５号により計算する（措置法令第40条の８第12項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。 （注）　・・・
（特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定）	**（特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定）**
70の７―17　措置法第70条の７第４項第５号若しくは第６号又は同条第６項の表の第１号若しくは第２号の特例受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第４項第５号に規定する譲渡等（以下70の７―39までにおいて「譲渡等」という。）があったかどうかの判定は、措置法令第40条の８第48項及び第49項の規定により行うことに留意する。	**70の７―17**　措置法第70条の７第４項第５号若しくは第６号又は同条第６項の表の第１号若しくは第２号の特例受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第４項第５号に規定する譲渡等（以下70の７―39までにおいて「譲渡等」という。）があったかどうかの判定は、措置法令第40条の８第45項及び第46項の規定により行うことに留意する。
（合併がその効力を生じた日の意義）	**（合併がその効力を生じた日の意義）**
70の７―23　措置法第70条の７第４項第13号及び第６項の表の第３号下欄並びに同条第５項の表の第２号下欄の「合併がその効力を生じた日」とは、吸収合併の場合には吸収合併契約において定めたその効力を生ずる日をいい、新設合併の場合には新設合併設立会社の成立の日（設立登記の日）をいうことに留意する。	**70の７―23**　措置法第70条の７第４項第13号及び第６項の表の第３号下欄並びに同条第５項の「合併がその効力を生じた日」とは、吸収合併の場合には吸収合併契約において定めたその効力を生ずる日をいい、新設合併の場合には新設合併設立会社の成立の日（設立登記の日）をいうことに留意する。
（株式交換等がその効力を生じた日の意義）	**（株式交換等がその効力を生じた日の意義）**
70の７―24　措置法第70条の７第４項第14号及び第６項の表の第４号下欄並びに同条第５項の表の第２号下欄の「株式交換等がその効力を生じた日」とは、株式交換の場合には株式交換契約において定めたその効力を生ずる日をいい、株式移転の場合には株式移転設立完全親会社の成立の日（設	**70の７―24**　措置法第70条の７第４項第14号及び第６項の表の第４号下欄並びに同条第５項の「株式交換等がその効力を生じた日」とは、株式交換の場合には株式交換契約において定めたその効力を生ずる日をいい、株式移転の場合には株式移転設立完全親会社の成立の日（設立登記の日）をいう

改　正　後	改　正　前
立登記の日）をいうことに留意する。	ことに留意する。
（納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算）	**（納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算）**
70の７―29　措置法第70条の７第５項又は第６項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、これらの項の規定に該当する直前の猶予中贈与税額（同条第２項第７号ロに規定する猶予中贈与税額をいう。以下70の７の４―７までにおいて同じ。）に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。 　なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。 ⑴　同条第５項の表の第１号の規定に該当する場合 $\frac{\text{同号の贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額}}{\text{同号の贈与の直前における当該特例受贈非上場株式等の数又は金額}}$ （注）１　上記の「贈与」とは、措置法第70条の７第４項第３号に規定する贈与をいう。したがって、当該贈与は、経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等につき行う同条第１項の規定の適用に係る贈与だけでなく、当該贈与と併せて行う当該特例受贈非上場株式等の贈与が含まれることに留意する。 ２　猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継受贈者が措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした特例受贈非上場株式に対応する部分の金額については、同条第16項第３号の規定により免除される。この場合、当該経営承継受贈者は、同号の特例受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例受贈非上場株式等について同条第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後６月を経過する日までに同条第16項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 ３　猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、上記２の免除される部分以外の金額については、当該贈与の日から２月を経過する日をもって納税の猶予に係る期限が確定することから、当該経営承継受贈者は、贈与を受けた者の贈与税の申告書の提出を待たずに贈与税を納付しなければならないことに留意する。	**70の７―29**　措置法第70条の７第５項又は第６項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、これらの項の規定に該当する直前の猶予中贈与税額（同条第２項第７号ロに規定する猶予中贈与税額をいう。以下70の７の４―７までにおいて同じ。）に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。 　なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。
⑵　同条第５項の表の第２号の規定に該当する場合	⑴　同条第５項の規定に該当する場合

改　正　後	改　正　前
・・・ （注）１　上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等（株式交換又は株式移転をいう。以下70の７の２―31までにおいて同じ。）に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の７第５項の表の第２号の他の会社の株式に１株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の９第18項第５号又は同条第19項第５号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第５号又は同条第19項第５号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。 ２　「吸収合併存続会社等」とは、措置法第70条の７第５項の表の第２号に規定する吸収合併存続会社等をいう。以下70の７―29において同じ。 ３　・・・ (3)　同条第６項の表の第２号の規定に該当する場合 ・・・ （注）１　猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継受贈者が同条第１項の規定の適用に係る贈与をした特例受贈非上場株式に対応する部分の金額については、同条第16項第３号の規定により免除される。この場合、当該経営承継受贈者は、同号の特例受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例受贈非上場株式等について同条第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後６月を経過する日までに同条第16項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 ２　猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、上記１の免除される部分以外の金額については、当該贈与の日から２月を経過する日をもって納税の猶予に係る期限が確定することから、当該経営承継受贈者は、贈与を受けた者の贈与税の申告書の提出を待たずに贈与税を納付しなければならないことに留意する。 (4)　同条第６項の表の第３号の規定に該当する場合 ・・・ (5)　同条第６項の表の第４号の規定に該当する場合 ・・・ (6)　同条第６項の表の第５号の規定に該当する場合 ・・・ (7)　同条第６項の表の第６号の規定に該当する場合 ・・・ **（みなす充足に該当しないこととなる事由）** **70の７―30**　措置法令第40条の８第32項第１号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」と	・・・ （注）１　上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等（株式交換又は株式移転をいう。以下70の７の２―31までにおいて同じ。）に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の７第５項の他の会社の株式に１株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の９第18項第５号又は同条第19項第５号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第５号又は同条第19項第５号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。 ２　「吸収合併存続会社等」とは、措置法第70条の７第５項に規定する吸収合併存続会社等をいう。以下70の７―29において同じ。 ３　・・・ (2)　同条第６項の表の第２号の規定に該当する場合 ・・・ (3)　同条第６項の表の第３号の規定に該当する場合 ・・・ (4)　同条第６項の表の第４号の規定に該当する場合 ・・・ (5)　同条第６項の表の第５号の規定に該当する場合 ・・・ (6)　同条第６項の表の第６号の規定に該当する場合 ・・・ **（みなす充足に該当しないこととなる事由）** **70の７―30**　措置法令第40条の８第31項第１号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」と

改　正　後	改　正　前
は、例えば、次のようなものをいうことに留意する。 ⑴　・・・	は、例えば、次のようなものをいうことに留意する。 ⑴　・・・
（担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足） **70の７―31**　・・・ ただし、同条第７項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第７項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している特例受贈非上場株式等について措置法令第40条の８第33項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該特例受贈非上場株式等に対応するものとして新たに取得した特例受贈非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第１号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の７第７項本文の規定が継続して適用されることに留意する。	**（担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足）** **70の７―31**　・・・ ただし、同条第７項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第７項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している特例受贈非上場株式等について措置法令第40条の８第32項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該特例受贈非上場株式等に対応するものとして新たに取得した特例受贈非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第１号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の７第７項本文の規定が継続して適用されることに留意する。
（特定事由） **70の７―33**　措置法令第40条の８第33項に規定する「特定事由」とは、70の７―30((みなす充足に該当しないこととなる事由))⑴から⑹に掲げるようなものをいうことに留意する。	**（特定事由）** **70の７―33**　措置法令第40条の８第32項に規定する「特定事由」とは、70の７―30((みなす充足に該当しないこととなる事由))⑴から⑹に掲げるようなものをいうことに留意する。
（既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等） **70の７―34**　・・・ ⑴　措置法第70条の７第１項 ⑵　措置法第70条の７の２第１項 ⑶　措置法第70条の７の４第１項 （注）１　措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けようとする者が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について上記⑴から⑶までのいずれかの規定の適用を受けている場合、同条第16項第３号又は同法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与により当該認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした者である場合には、同法第70条の７第１項の規定の適用を受けることができることに留意する。 ２　上記の措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定贈与承継会社ごとに行うことに留意する。	**（既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等）** **70の７―34**　・・・ ⑴　措置法第70条の７第１項 ⑵　措置法第70条の７の２第１項 ⑶　措置法第70条の７の４第１項 （注）１　措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けようとする者が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について上記⑴から⑶までのいずれかの規定の適用を受けている場合又は同法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与により当該認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした者である場合には、同法第70条の７第１項の規定の適用を受けることができることに留意する。 ２　上記の措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定贈与承継会社ごとに行うことに留意する。
（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ） **70の７―36**　措置法第70条の７第13項の規定により、増担保命令等に応じないため（措置法令第40条の８第33項第２号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。）納税猶予	**（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ）** **70の７―36**　措置法第70条の７第13項の規定により、増担保命令等に応じないため（措置法令第40条の８第32項第２号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。）納税猶予

改　正　後	改　正　前
の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。	の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。
（持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合） **70の７—37**　措置法第70条の７第14項第２号の規定は、同条第１項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の８第33項の規定により特例受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。	**（持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合）** **70の７—37**　措置法第70条の７第14項第２号の規定は、同条第１項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の８第32項の規定により特例受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。
（贈与者が死亡した場合の免除税額等） **70の７—37の２**　措置法第70条の７第16項第２号の規定により免除となる贈与税は、同号の贈与者の死亡の直前における猶予中贈与税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。 $\frac{\text{当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額}}{\text{当該贈与者の死亡の直前における当該特例受贈非上場株式等の数又は金額}}$ なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 （注）１　上記の「当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額」からは、当該贈与者が措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした当該特例非上場株式等の数又は金額が除かれることに留意する。 ２　上記の「当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額」からは、同条第１項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が、その有する特例株式等の譲渡等をしている場合には、その譲渡等をした特例株式等の数又は金額は除かれることに留意する。 なお、この場合において、「当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額」の算定に当たっては、措置法令第40条の８第49項の規定の適用に留意する。	**（新設）**
（措置法第70条の７第１項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等） **70の７—37の３**　措置法第70条の７第16項第３号の規定により免除となる贈与税は、同号に規定する贈与の直前における猶予中贈与税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。 $\frac{\text{同号の贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額}}{\text{同号の贈与の直前における当該特例受贈非上場株式等の数又は金額}}$	**（新設）**

改　正　後	改　正　前
なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 この場合において、当該猶予中贈与税額（下記（注）２により期限が到来した部分を除く。）のうち、上記により免除された金額以外の金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。 （注）１　措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用を受ける経営承継受贈者から特例受贈非上場株式等を贈与により取得をした受贈者が、当該特例受贈非上場株式等及び当該特例受贈非上場株式等以外の当該特例受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、当該特例受贈非上場株式等から先に同条第１項の規定の適用を受けるものとすることに留意する。 ２　経営承継受贈者からの贈与により取得をした当該特例受贈非上場株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず同条第５項又は第６項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。	
（免除申請があった場合の延滞税の計算） **70の７―41**　措置法令第40条の８第42項の規定は、措置法第70条の７第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第17項に規定する免除申請贈与税額（以下70の７―43までにおいて「免除申請贈与税額」という。）を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。 （注）　免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の８第42項の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。	**（免除申請があった場合の延滞税の計算）** **70の７―41**　措置法令第40条の８第39項の規定は、措置法第70条の７第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第17項に規定する免除申請贈与税額（以下70の７―43までにおいて「免除申請贈与税額」という。）を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。 （注）　免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の８第39項の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。
（免除申請があった場合の利子税の計算） **70の７―42**　措置法令第40条の８第43項の規定は、措置法第70条の７第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。	**（免除申請があった場合の利子税の計算）** **70の７―42**　措置法令第40条の８第40項の規定は、措置法第70条の７第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。

改　正　後	改　正　前
したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。 （注）　免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の８第43項の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。	したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。 （注）　免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の８第40項の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。
（免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額） **70の７―43**　措置法令第40条の８第44項に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税額」とは、措置法第70条の７第17項各号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税の額と、措置法令第40条の８第43項の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。	**（免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額）** **70の７―43**　措置法令第40条の８第41項に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税額」とは、措置法第70条の７第17項各号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税の額と、措置法令第40条の８第40項の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。
〔措置法第70条の７の２（(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)）関係〕	**〔措置法第70条の７の２（(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)）関係〕**
（相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等） **70の７の２―３**　措置法第70条の７の２第１項の適用対象となる非上場株式等には、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。 ⑴　相続税法第19条の規定の適用を受ける株式等（措置法令第40条の８の２第２項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。） ⑵　相続時精算課税の適用を受ける株式等（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第２項又は第７項の規定の適用を受けるもの及び措置法令第40条の８の２第２項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。） ⑶　措置法令第40条の８第50項の規定の適用を受ける株式等 ⑷　措置法第70条の７の３第１項（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)）の規定により措置法第70条の７の２第１項の被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社と同一の会社の株式等 （注）　上記⑷のうち措置法第70条の７の３第１項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の７の４第１項（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)）の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。	**（相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等）** **70の７の２―３**　措置法第70条の７の２第１項の適用対象となる非上場株式等には、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。 ⑴　相続税法第19条の規定の適用を受ける株式等（措置法令第40条の８の２第２項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。） ⑵　相続時精算課税の適用を受ける株式等（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第２項又は第７項の規定の適用を受けるもの及び措置法令第40条の８の２第２項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。） ⑶　措置法第70条の７の３第１項（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)）の規定により措置法第70条の７の２第１項の被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社と同一の会社の株式等 （注）　上記⑶のうち措置法第70条の７の３第１項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の７の４第１項（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予)）の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。

改　正　後	改　正　前
（特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合） 70の７の２―５　特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の７―３((特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の（１）イ又はロのなお書に該当し措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けることができない場合であっても、当該特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等は措置法令第40条の８の２第２項の規定により当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の７の２第１項の規定の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。 （注）　措置法令第40条の８第50項の規定の適用を受ける非上場株式等については、措置法令第40条の８の２第２項の規定の適用がないことに留意する。	（特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合） 70の７の２―５　特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の７―３((特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の（１）イ又はロのなお書に該当し措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けることができない場合であっても、当該特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等は措置法令第40条の８の２第２項の規定により当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の７の２第１項の規定の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。
（特例非上場株式等の譲渡等の判定） 70の７の２―18　措置法第70条の７の２第３項第５号若しくは第６号、同条第４項第１号又は同条第５項の表の第１号若しくは第２号の特例非上場株式等の全部又は一部の同条第３項第５号に規定する譲渡等（以下70の７の２―43までにおいて「譲渡等」という。）があったかどうかの判定は、措置法令第40条の８の２第54項及び第55項の規定により行うことに留意する。 （注）　なお、特例非上場株式等を措置法第70条の７の２第16項第２号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。	（特例非上場株式等の譲渡等の判定） 70の７の２―18　措置法第70条の７の２第３項第５号若しくは第６号又は同条第５項の表の第１号若しくは第２号の特例非上場株式等の全部又は一部の同条第３項第５号に規定する譲渡等（以下70の７の２―43までにおいて「譲渡等」という。）があったかどうかの判定は、措置法令第40条の８の２第53項及び第54項の規定により行うことに留意する。 （注）　なお、特例非上場株式等を措置法第70条の７の２第16項第２号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。
（合併がその効力を生じた日の意義） 70の７の２―24　措置法第70条の７の２第３項第13号及び第５項の表の第３号下欄並びに同条第４項の表の第２号下欄の「合併がその効力を生じた日」の意義については、70の７―23((合併がその効力を生じた日の意義))を準用する。	（合併がその効力を生じた日の意義） 70の７の２―24　措置法第70条の７の２第３項第13号及び第５項の表の第３号下欄並びに同条第４項の「合併がその効力を生じた日」の意義については、70の７―23((合併がその効力を生じた日の意義))を準用する。
（株式交換等がその効力を生じた日の意義） 70の７の２―25　措置法第70条の７の２第３項第14号及び第５項の表の第４号下欄並びに同条第４項の表の第２号下欄の「株式交換等がその効力を生じた日」の意義については、70の７―24((株式交換等がその効力を生じた日の意義))を準用する。	（株式交換等がその効力を生じた日の意義） 70の７の２―25　措置法第70条の７の２第３項第14号及び第５項の表の第４号下欄並びに同条第４項の「株式交換等がその効力を生じた日」の意義については、70の７―24((株式交換等がその効力を生じた日の意義))を準用する。
（納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算） 70の７の２―30　措置法第70条の７の２第４項又は第５項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、これらの項の規定に該当する直	（納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算） 70の７の２―30　措置法第70条の７の２第４項又は第５項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、これらの項の規定に該当する直

改　正　後	改　正　前
前の猶予中相続税額（同条第２項第７号ロに規定する猶予中相続税額をいう。以下70の７の２―47までにおいて同じ。）に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。 なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。 ⑴　同条第４項の表の第１号の規定に該当する場合 $\frac{\text{同号の贈与をした特例非上場株式等の数又は金額}}{\text{同号の贈与の直前における特例非上場株式等の数又は金額}}$ （注）１　上記の「贈与」とは、措置法第70条の７の２第３項第３号に規定する贈与をいう。したがって、当該贈与は、経営承継相続人等が特例非上場株式等につき行う措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与だけでなく、当該贈与と併せて行う当該特例非上場株式等の贈与が含まれることに留意する。 ２　猶予中相続税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした特例非上場株式に対応する部分の金額については、措置法第70条の７の２第16項第２号により免除される。この場合、同号の特例非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例非上場株式等について措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後６月を経過する日までに措置法第70条の７の２第16項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 ３　猶予中相続税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、上記２の免除される部分以外の金額については、当該贈与の日から２月を経過する日をもって納税の猶予に係る期限が確定することから、経営承継相続人等は贈与を受けた者の贈与税の申告書の提出を待たずに相続税を納付しなければならないことに留意する。 ⑵　同条第４項の表の第２号の規定に該当する場合 ・・・ （注）１　上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の７の２第４項の表の第２号の他の会社の株式に１株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の10第16項において準用する措置法規則第23条の９第18項第５号又は措置法規則第23条の10第17項において準用する措置法規則第23条の９第19項第５号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第５号又は同条第19項第５号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。	前の猶予中相続税額（同条第２項第７号ロに規定する猶予中相続税額をいう。以下70の７の２―47までにおいて同じ。）に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。 なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。 ⑴　同条第４項の規定に該当する場合 ・・・ （注）１　上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の７の２第４項の他の会社の株式に１株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の10第16項において準用する措置法規則第23条の９第18項第５号又は措置法規則第23条の10第17項において準用する措置法規則第23条の９第19項第５号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第５号又は同条第19項第５号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。

改　正　後	改　正　前
２　「吸収合併存続会社等」とは、措置法第70条の７の２第４項の表の第２号に規定する吸収合併存続会社等をいう。以下70の７の２―30において同じ。 ３　・・・ (3)　同条第５項の表の第２号の規定に該当する場合 ・・・ (4)　同条第５項の表の第３号の規定に該当する場合 ・・・ (5)　同条第５項の表の第４号の規定に該当する場合 ・・・ (6)　同条第５項の表の第５号の規定に該当する場合 ・・・ (7)　同条第５項の表の第６号の規定に該当する場合 ・・・ **（みなす充足に該当しないこととなる事由）** **70の７の２―31**　措置法令第40条の８の２第39項第１号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。 (1)　・・・ **（担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足）** **70の７の２―32**　・・・ ただし、同条第６項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第７項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している特例非上場株式等について措置法令第40条の８の２第40項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該特例非上場株式等に対応するものとして新たに取得した特例非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第１号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の７の２第６項本文の規定が継続して適用されることに留意する。 **（特定事由）** **70の７の２―34**　措置法令第40条の８の２第40項に規定する「特定事由」とは、70の７の２―31((みなす充足に該当しないこととなる事由))(1)から(6)に掲げるようなものをいうことに留意する。	２　「吸収合併存続会社等」とは、措置法第70条の７の２第４項に規定する吸収合併存続会社等をいう。以下70の７の２―30において同じ。 ３　・・・ (2)　同条第５項の表の第２号の規定に該当する場合 ・・・ (3)　同条第５項の表の第３号の規定に該当する場合 ・・・ (4)　同条第５項の表の第４号の規定に該当する場合 ・・・ (5)　同条第５項の表の第５号の規定に該当する場合 ・・・ (6)　同条第５項の表の第６号の規定に該当する場合 ・・・ **（みなす充足に該当しないこととなる事由）** **70の７の２―31**　措置法令第40条の８の２第38項第１号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。 (1)　・・・ **（担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足）** **70の７の２―32**　・・・ ただし、同条第６項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第７項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している特例非上場株式等について措置法令第40条の８の２第39項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該特例非上場株式等に対応するものとして新たに取得した特例非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第１号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の７の２第６項本文の規定が継続して適用されることに留意する。 **（特定事由）** **70の７の２―34**　措置法令第40条の８の２第39項に規定する「特定事由」とは、70の７の２―31((みなす充足に該当しないこととなる事由))(1)から(6)に掲げるようなものをいうことに留意する。

改　正　後	改　正　前
（既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等） 70の７の２―35　・・・ ⑴　措置法第70条の７第１項 ⑵　措置法第70条の７の２第１項 ⑶　措置法第70条の７の４第１項 （注）１　措置法第70条の７の２第１項の規定の適用を受けようとする者が当該認定承継会社の非上場株式等について上記⑴から⑶までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。 ２　上記⑴の措置法第70条の７第１項の規定の適用を現に受けている者からは、同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした経営承継受贈者を除くことに留意する。 ３　上記の措置法第70条の７の２第１項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定承継会社ごとに行うことに留意する。	（既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等） 70の７の２―35　・・・ ⑴　措置法第70条の７第１項 ⑵　措置法第70条の７の２第１項 ⑶　措置法第70条の７の４第１項 （注）１　措置法第70条の７の２第１項の規定の適用を受けようとする者が当該認定承継会社の非上場株式等について上記⑴から⑶までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。 ２　上記の措置法第70条の７の２第１項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定承継会社ごとに行うことに留意する。
（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ） 70の７の２―37　措置法第70条の７の２第13項の規定により、増担保命令等に応じないため（措置法令第40条の８の２第40項第２号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。）納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。	（増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ） 70の７の２―37　措置法第70条の７の２第13項の規定により、増担保命令等に応じないため（措置法令第40条の８の２第39項第２号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。）納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。
（持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合） 70の７の２―38　措置法第70条の７の２第14項第２号の規定は、同条第１項の規定の適用を受けようとする場合に特例非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の８の２第40項の規定により特例非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。	（持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合） 70の７の２―38　措置法第70条の７の２第14項第２号の規定は、同条第１項の規定の適用を受けようとする場合に特例非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の８の２第39項の規定により特例非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。
70の７の２－40　（削除）	（措置法第70条の７の２第16項に規定する免除届出期限） 70の７の２―40　措置法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用を受けようとする場合においては、同項に規定する免除届出期限までに同項の届出書を提出しなければならないのであるが、当該届出書を同項第２号の贈与の日以後６月を経過する日後に提出した場合であっても、当該提出をした日が、当該特例非上場株式等の受贈者が措置法第70条の７第１項の適用を受けた申告書を提出した日以後６月を経過する日以前であれば、当該免除届出期限までに提出された届出書として差し支えない。
（措置法第70条の７第１項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等）	（措置法第70条の７第１項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等）

改　正　後	改　正　前
70の７の２―41　・・・ （注）１　・・・ ２　経営承継相続人等から贈与により取得をした当該特例非上場株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず措置法第70条の７の２第４項又は第５項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。 ３　当該免除後に納税猶予税額が残った場合には、当該免除に係る措置法第70条の７の２第16項の届出書に措置法令第40条の８の２第43項の書類の添付は要しないことに留意する。	70の７の２―41　・・・ （注）１　・・・ ２　経営承継相続人等から贈与により取得をした当該特例非上場株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず措置法第70条の７の２第５項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。 ３　当該免除後に納税猶予税額が残った場合には、当該免除に係る措置法第70条の７の２第16項の届出書に措置法令第40条の８の２第42項の書類の添付は要しないことに留意する。
（免除申請があった場合の延滞税の計算） 70の７の２―45　措置法令第40条の８の２第48項の規定は、措置法第70条の７の２第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、・・・ （注）　免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の８の２第48項の規定により計算した延滞税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。	（免除申請があった場合の延滞税の計算） 70の７の２―45　措置法令第40条の８の２第47項の規定は、措置法第70条の７の２第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、・・・ （注）　免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の８の２第47項の規定により計算した延滞税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。
（免除申請があった場合の利子税の計算） 70の７の２―46　措置法令第40条の８の２第49項の規定は、措置法第70条の７の２第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。 （注）　免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の８の２第49項の規定により計算した利子税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。	（免除申請があった場合の利子税の計算） 70の７の２―46　措置法令第40条の８の２第48項の規定は、措置法第70条の７の２第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。 （注）　免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の８の２第48項の規定により計算した利子税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。
（免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額） 70の７の２―47　措置法令第40条の８の２第50項に規定する「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税額」とは、措置法第70条の７の２第17	（免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額） 70の７の２―47　措置法令第40条の８の２第49項に規定する「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税額」とは、措置法第70条の７の２第17

改　正　後	改　正　前
項各号の猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税の額と、措置法令第40条の８の２第49項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。	項各号の猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税の額と、措置法令第40条の８の２第48項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。
〔措置法第70条の７の３（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)）関係〕	**〔措置法第70条の７の３（(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)）関係〕**
（措置法第70条の７の３第２項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算） **70の７の３―１の２**　措置法第70条の７の３第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。 $A \times \frac{B}{C}$ （注）１　上記算式中の符号は次のとおり。 Ａ＝経営承継受贈者に係る前の贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。以下70の７の３－１の２及び70の７の４－２の２において同じ。）から同項の規定の適用に係る前の贈与（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に対する当該特例受贈非上場株式等の贈与をいう。）により当該贈与者又は当該他の経営承継受贈者が取得した特例受贈非上場株式等の当該前の贈与の時における価額（同条第２項第５号の特例受贈非上場株式等の価額をいう。） Ｂ＝当該前の贈与者の死亡直前の当該経営承継受贈者の当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額 Ｃ＝当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る納税猶	**（新設）**

改　正　後	改　正　前
予分の贈与税額（措置法第70条の７第２項第５号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。） ２　当該死亡した前の贈与者から複数の認定贈与承継会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。 ３　上記により計算した価額に１円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。	
（贈与者の死亡の日前３年以内に贈与を受けた非上場株式等） **70の７の３―２**　措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与者が死亡（当該適用に係る特例対象贈与後３年以内の死亡に限る。）した場合（70の７の３－２の２に掲げる場合を除く。）の当該死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによることに留意する。 ⑴　・・・	**（贈与者の死亡の日前３年以内に贈与を受けた非上場株式等）** **70の７の３―２**　措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与者が死亡（当該適用に係る特例対象贈与後３年以内の死亡に限る。）した場合の当該死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによることに留意する。 ⑴　・・・
（納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用） **70の７の３―２の２**　措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与者（同項の規定の適用を受けている経営承継受贈者に限る。）が死亡（当該適用に係る特例対象贈与後３年以内の死亡に限る。）した場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、当該贈与者に係る経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しているときは、当該期限の確定に係る特例受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、特例対象贈与の時における価額で相続税が課税されることに留意する。 なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の７の２第１項及び第70条の７の４第１項の規定の適用対象とならないことに留意する。	**（新設）**
〔措置法第70条の７の４（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除））関係〕	**〔措置法第70条の７の４（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除））関係〕**
（特例相続非上場株式等の意義） **70の７の４―１**　措置法第70条の７の４第１項に規定する特例相続非上場株式等（以下70の７の４―６までにおいて「特例相続非上場株式等」という。）とは、同条第２項第３号に規定する経営相続承継受贈者（以下70の７の４―12までにおいて「経営相続承継受贈者」という。）が同条第１項に係る相続の開始の時に有していた措置法第70条の７第４項に規定する特例受贈非上場株式等（措置法第70条の７の３第１項（同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の７の４―２までにおいて同じ。）の規定の適用がある部分に限る。（70の７の３―１参照。））のうち、	**（特例相続非上場株式等の意義）** **70の７の４―１**　措置法第70条の７の４第１項に規定する特例相続非上場株式等（以下70の７の４―６までにおいて「特例相続非上場株式等」という。）とは、同条第２項第３号に規定する経営相続承継受贈者（以下70の７の４―12までにおいて「経営相続承継受贈者」という。）が同条第１項に係る相続の開始の時に有していた措置法第70条の７第４項に規定する特例受贈非上場株式等（措置法第70条の７の３第１項の規定の適用がある部分に限る。（70の７の３―１参照。））のうち、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる算式により算出した株式の数又は出資の金額に達するまで

改　正　後	改　正　前
次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる算式により算出した株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。 ⑴　・・・	の部分をいうことに留意する。 ⑴　・・・
（特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合） **70の７の４―２**　・・・ この場合において、当該贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出期限が、当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限より後であるため、当該贈与税の申告書の提出があったことにより当該相続税について期限後申告書又は修正申告書（以下70の７の４―２の２までにおいて「期限後申告書等」という。）の提出を要する場合において、当該期限後申告書等の提出があったときにおける相続税の取扱いについては、次に掲げるところによる。 ⑴　・・・	**（特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）** **70の７の４―２**　・・・ この場合において、当該贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出期限が、当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限より後であるため、当該贈与税の申告書の提出があったことにより当該相続税について期限後申告書又は修正申告書（以下70の７の４―２において「期限後申告書等」という。）の提出を要する場合において、当該期限後申告書等の提出があったときにおける相続税の取扱いについては、次に掲げるところによる。 ⑴　・・・
（特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合） **70の７の４―２の２**　特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の７―３の２（(特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)）に該当し、措置法第70条の７第１項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等は措置法第70条の７の３第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の７の４第１項の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該受贈者に係る前の贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。 この場合において、当該贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出期限が、当該前の贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限より後であるため、当該贈与税の申告書の提出があったことにより当該相続税について期限後申告書等の提出を要する場合において、当該期限後申告書等の提出があったときにおける相続税の取扱いについては、次に掲げるところによる。 ⑴　当該前の贈与者の死亡に係る相続についての相続人又は受遺者の提出した当該期限後申告書等は、相続税法第30条又は第31条第１項に規定する期限後申告書又は修正申告書に該当するものとし、当該期限後申告書等の提出により納付すべき相続税については、同法第51条第２項第１号ハの規定に該当するものとして同項の規定を適用する。 ⑵　当該受贈者から措置法第70条の７の４第１項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該特例受贈非上場株式等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。	**（新設）**

改　正　後	改　正　前
（注）　上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該特例受贈非上場株式等について措置法第70条の７の４第１項の規定の適用があるものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うことに留意する。	
（経営相続承継期間の意義） **70の７の４―７**　措置法第70条の７の４第１項の規定の適用を受ける場合における同条第２項第５号に規定する経営相続承継期間（以下「経営相続承継期間」という。）は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるとおりとなることに留意する。 ⑴　措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に特例対象贈与に係る贈与者（経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第16項第３号の規定の適用に係るものである場合には、当該贈与者又は当該贈与前に措置法第70条の７の４第１項の特例受贈非上場株式等につき措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者。以下70の７の４－７において同じ。）が死亡した場合 当該死亡に係る相続の開始の日から当該５年を経過する日又は当該特例対象贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までが経営相続承継期間となる。 ⑵　措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合 経営相続承継期間は存在しない。	**（経営相続承継期間の意義）** **70の７の４―７**　措置法第70条の７の４第１項の規定の適用を受ける場合における同条第２項第５号に規定する経営相続承継期間（以下「経営相続承継期間」という。）は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるとおりとなることに留意する。 ⑴　措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合 当該死亡に係る相続の開始の日から当該５年を経過する日又は当該特例対象贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までが経営相続承継期間となる。 ⑵　同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合 経営相続承継期間は存在しない。
〔措置法第70条の７の５（（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除））関係〕	**〔措置法第70条の７の５（（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除））関係〕**
（納付義務を承継した場合の相続税法第14条の規定の適用） **70の７の５―21の２**　措置法第70条の７の５第13項の規定により同項の相続人が同項の納税猶予分の贈与税額に係る納付税額を承継した場合には、相続税法第14条第２項及び第３項の規定の準用があることに留意する。	**（新設）**

改　正　後	改　正　前
〔措置法第70条の７の８（（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除））関係〕 （納付義務を承継した場合の相続税法第14条の規定の適用） 70の７の８―13の２　措置法第70条の７の８第13項の規定により準用する同法第70条の７の５第13項の相続人が同項の納税猶予分の相続税額に係る納付税額を承継した場合には、相続税法第14条第２項及び第３項の規定の準用があることに留意する。	〔措置法第70条の７の８（（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除））関係〕 （新設）